

令和3年第12回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月24日（金）

午後2時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 研 修
4. 議 題

- 1) 議案第1号 新規就農者の認定について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について
- 6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
- 7) 専 決 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 8) 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用に関する専決について
- 9) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

5. そ の 他

6. 閉 会

農業委員

出席委員 13名

1 番	井 上 清 一 君	2 番	加 藤 互 君
3 番	増 田 隆 司 君	4 番	今 野 秀 明 君
5 番	増 山 貞 男 君	6 番	山 崎 勝 義 君
7 番	間 中 健 太 郎 君	8 番	濱 田 茂 君
9 番	金 子 康 敬 君	10 番	戸 賀 崎 邦 雄 君
11 番	関 根 高 雄 君	13 番	後 藤 勇 君
14 番	高 崎 勇 君		

欠席委員 1名

12 番 宮 田 邦 子 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 11名

1 番 栗 原 勇 君
3 番 國 井 茂 君
5 番 岩 浪 一 宏 君
7 番 石 塚 正 弘 君
1 0 番 田 中 均 君
1 2 番 木 村 忠 由 君

2 番 鈴 木 徳 男 君
4 番 張 ヶ 谷 一 郎 君
6 番 高 野 清 美 君
8 番 日 下 部 敏 男 君
1 1 番 上 原 一 夫 君

欠席委員 1 名

9 番 鈴 木 和 雄 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 2時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。9月17日に農業委員の任命、また24日に推進委員さんの委嘱ということから、もう4回目の農業委員会ということで、新体制になって様々な地域の課題、遊休農地の解消、水路のごみ片づけ、担い手の育成と様々なことに協力いただきまして、大変ありがとうございます。また、先般の農業祭については、県内で恐らく杉戸町だけの開催かなという中でも農業委員さんにご協力いただきまして農産物の出品、それも120点と昨年よりも多い出品をいただきました。先日、品評会の表彰式も無事終了したということでございます。また来年に向けて、皆さんすばらしい農産物を作っていて、杉戸町全体を盛り上げていただければと考えております。

そのような中で、今日は審議の前に農地の最適化のいわゆる一丁目一番地である農地の最適化ですね、中間管理事業について春日部農林振興センターの〇〇さん、また県の農林公社からお二人に来ていただいて講義をするところがございます。ぜひ自分の地域をイメージしていただいて、自分の地域をこうやれば最適化につながるのだということを想像しながら受講していただければ助かなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会長の挨拶をよろしくお願ひします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は12月の本当に迫ったところで忙しい中を、農業委員さんが1名、推進委員さんが1名欠席でございますが、第12回杉戸町農業委員会総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

今、事務局長から話がありましたとおり、本日は議案に入る前に農地中間管理事業ということで、若干勉強の時間を取らせていただきました。正直言って中間管理事業につきましては、課長にもよく話すのですけれども、杉戸町は先進的な事例を持っているというふうに話をするのですけれども、人・農地プランを含めて杉戸町は近隣にない推進をしていると自負しているところでございます。9月に新任された方もいらっしゃいますので、その点は十分ご理解をいただきながら、自分のところの地域をどういうふうにしていったらいいのかというものを、本当に今日は勉強を兼ねて考えていただければなと思っております。

○局長 それでは、皆さんのお手元にある農地中間管理事業の説明会ということで始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎研修

〔研修〕

○局長 ありがとうございます。

最後のところで、4つあるのですけれども、これが杉戸町の課題かなということを事務局で抽出した点です。ふだん推進する中で、やはり大規模農家については、一番大きい方は才羽の大規模農家なのですけれども、昨年までは200町ぐらい作っていたと。春日部市まで行っていたのですけれども、もう春日部市のほうは春日部市の人に任せて杉戸町に帰ってきて、杉戸町の中でも十分土地があるということで、自分の地域に戻ってきているというのが、それでももう200町はできないと。できれば100町ぐらいにしたいということになると、大規模農家も限界なのです。当然大規模農家が100町やる、150町やるというと、トラクターの100馬力を1台ずつプラスしなくてはいけないから、そうするともう限界ですよという話は聞いています。

次の2番目、担い手不在の地区の対応ということなのですけれども、杉戸町は特に市街化に近い地域については青地と白地が入り組んでいるのです。特に白地は、国の耕作条件改善事業、この諏訪地域でやったような事業は該当しません。当然白地というのは、できれば市街地に近いところなので、宅地に転換できますよということなので、農水

省の補助金は出ません。ということで、やはり大規模農家だけに幾ら集約しても、その市街地に近い小規模農地が遊休化してしまうと、本当に景観も悪くなるし、地域としてはおかしくなってしまうということなので、当然大規模農家も推進するのだけれども、1町とか2町の中規模、小規模農家も、一緒に支援しなくてはいけないというのが、杉戸町とかこの埼玉近辺の課題かなということで、2番目が担い手不在地域。全て大規模農家には貸せませんよということです。地域の中で、小規模農家も育成支援しなくては駄目ですよということね。そのために、町の再生協議会では、1人20万円か、農機具の20万円より安いということで、年間100万しか上限がないのですけれども、そういう機械の補助とか、そういうこともやっていますよ。畦畔撤去したときも一部補助しますよということをやっています。

3番目、町農協、農業委員及び地域の連携強化ということで、事業を進めるに一番ポイントというのは、集落としてどうするかということなのです。コロナ禍の前はいろいろ耕作条件とか中間管理事業ということで、事務局とか農業委員さんが地域に足を運べたのです。でも、この2年間は全然運べなかったのも、今まで30町集積ができたのが、個人だけ対応すると10町やるのがやっとなのです。ですから、一番大事なのは集落として一括してやることによって集落への協力金も出ますし、その協力金は個人にばらまくのではなくて、農道とかそれを一緒に整備しましょうよということでやっておりますので、ぜひ集落としてこういう事業集積とか中間管理をどうやって利用するかということを考えていただきたいというのが1つあります。それをやることによって、プラス多面的事業とか、そういう事業が今杉戸町の中で7地区やっているのですけれども、それをできれば半分ぐらいの地区で多面的ができるようにということも推進してございます。

次に、固定費の関係です。パイプラインという、その地区が杉戸町の大体7割ぐらいありますけれども、そうすると土地改良費と土地の税金、パイプラインの水利費で大体8,000円ぐらいかかります。今年が4,100円の賃料だと、倍なのです。よく役場の窓口に来る人で、うちはもう農地を誰かに売りたいのだと。パイプラインとか土地改良費を払い切れないと。町でもらってくれというのが、1年にそうですね、10件以上来るのですよね。でも、農地については農家でなくては買うことができませんから、ちょっと無理ですよ。特に田んぼなんかはそうなのです。機械もないのに、それを買うということは、所有権だけ移転してしまうと、それが例えばいろんな形で転用されたりと、そういう事例がございますので、この固定費もできれば耕作者が持ってもらいたいのだと言う人もいるのですけれども、今の米価で耕作者が持ってしまうと、その耕作者は潰れてしまいますよね。ですから不動産として、ぜひ農家の地権者、かなり今現時点では協力していただいて、土地改良費が下がるのを期待するということかなと思いますけれども、土地改良費が下がるというのは、もう30年たって老朽化の維持管理ということでなかなか難しいかなという形でございます。様々あるのですけれども、こういう埼玉県の事例の中でも、特に下高野地域とか、堤根の諏訪郷地が優良事例ということで出していただいているということは大変ありがたいと思います。引き続き農業委員会の〇〇会長の下、杉戸町農業委員会が地域の先頭に立って進めるように、皆さん一体として頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

〔休憩〕

○局長 それでは、再開させていただきたいと思います。

農業委員会の総会ということで、議題の司会を会長にお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

◎議案第1号

○会長 それでは、議案に移ります。座長ということで、暫時の間ご審議のほうよろしくお願いします。座ったまま進めますので、よろしくお願いします。

議案第1号 新規就農者の認定について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 新規就農者の認定について。

ナンバー1、〇〇〇、幸手市中野〇〇〇—〇〇。

〇〇氏につきましては、杉戸町で就農をしたいとのことから事務局に相談がありました。〇〇氏は現在、幸手市で〇〇アールほどの面積で露地野菜を耕作しており、サクラファームに出荷しております。なお、耕作地は相対契約により地権者より借用しておりますが、地権者より農地の返却を求められております。

町内で耕作することに伴いまして、事前に令和3年12月16日に〇〇会長、〇〇副会長、地元委員の〇〇委員、事務局で面談を行いました。〇〇氏は、年齢は〇〇歳で営農に関して強い意欲を持っており、〇〇と〇人で農業経営を行っております。作目は、レタス、キャベツ、白菜、ネギ、タマネギ、ヤーコン、大根などの露地野菜を栽培しております。面積は、現在〇〇アールを栽培しておりますが、これから議案で上がります利用権設定にて〇〇アールを借りて耕作する予定です。また、将来的にはパート人員に手を借りて、経営拡大も視野に入れたいということです。さらに、才羽地内で収穫した作物については、アグリパークに出荷を予定しております。農業機械についてですが、耕運機〇台、トラクター〇台、管理機〇台等を所有しております。労力としましては、本人、〇の〇人で行い、通作距離は自宅から車で10分ほどです。

なお、面談に伴いまして、事務局では問題ないと判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「〇〇委員が」と言う人あり〕

○会長 失礼しました。

先日面接をいたしましたので、地元の〇〇委員さん、ご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○農業委員6番 今、事務局から説明がありましたように、〇〇さんはもともと大工さんなのですがけれども、家庭菜園を通して良質な露地野菜とか、そういう関係で真摯に野菜作りに励んでいたと思われます。今後も新しく、先ほど〇〇アールほど借りて行いたいということですので、同じように真摯に農業を行っていくのではないかと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

面接の際、私と副会長も出席しておりますので、私からも補足をさせていただきますと、決算書というか、サクラファームへ、今農協に出荷している通帳の入金とか、そういうものの代金を見ましても、年齢的には若干上だと思えますが、十分農家としてやっていけると判断をしたところでございます。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1から1—2、事務局の説明をお願いします。これは別紙のほうで見ていただければありがたいのですが、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1―1、大字大島字沼〇〇〇番、田、1,130㎡。ナンバー1―2、大字杉戸字雅樂〇〇〇〇番〇、田、991㎡。合計2,121㎡。譲渡人、杉戸2丁目、〇〇〇〇。譲受人、杉戸、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1―1から1―2につきましては、〇〇氏が2,121㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具を確保しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約1キロ圏内でございます。場所については、大字大島〇〇〇番については、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近で、大字杉戸〇〇〇〇番〇につきましては、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

譲受人の〇〇さんにつきましては、12月19日、現地で立会いいたしまして、確認をさせていただきました。内容的には経営を拡大することと、農作業に伴います機械類全てそろっておりますので、問題はないと思います。

さらに、譲渡人の〇〇さんにつきましては、従前は耕作を依頼しておったそうですが、最近耕作できないというようなことから、なお自分自身が仕事の関係上、耕作困難であるというようなことで、今回譲渡するというふうにしたそうでございます。事務局の説明のとおりでございます、特に問題はございません。

なお、調査5項目につきましても問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

どうぞ。

○農業委員10番 ただいま議案となっております、この場所でございますが、同じく議案の中の12ページに、専決報告で農地法第18条の関係が同じ地番で出ているのですが、これとの関わり合いについて、説明をお願いします。

○書記 こちらについてですが、まず専決を見ていただきますと、〇〇さんと〇〇さんが利用権による契約をしておりました。今回18条という形で合意解約をしまして、土地が〇〇さんに戻ってから、新たに農地法の3条で〇〇さんが取得したいということで、今回3条申請が上がった経緯でございます。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○農業委員10番 はい。

○会長 よろしいですね。18条で専決報告にて既に解約をさせていただいて、今議案第2号で3条の申請をしているという状況でございます。

ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1―1から1―2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第2号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2、大字倉松字雷電〇〇〇番、田、1,385㎡。譲渡人、久喜市、〇〇〇〇。譲受人、佐左エ門、〇〇〇〇。面積〇〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2につきましては、〇〇氏が1,385㎡を新たに取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約2キロ圏内でございます。場所については、大字倉松地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、調査報告をさせていただきます。

去る18日午前でございますが、譲渡人、〇〇〇〇さん宅を、さらに譲受人ですか、〇〇〇〇さん宅をそれぞれ訪問し、お話を伺ってまいりました。所在土地につきましては、昭和〇〇年〇〇月に父親が亡くなって相続を受けたものということです。その当時から自分では作れず、耕作をほかの人をお願いをしていたということでございます。このたび〇〇さんの旦那さんも亡くなったということから、杉戸町から久喜市へ引っ越して、娘さんと同居するということでございます。ということで、居住地もちょっと遠方となったことから、土地の管理もできないということで処分をすることとしたということでございます。

一方の譲受人は、所在土地を4年あるいは5年前から耕作しているということから、土地処分の話があったので購入するということとしたものであります。

調査5項目につきましては、特に問題はありません。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3につきましては、譲受人が〇〇副会長でございます。恐縮でございますが、ナンバー3について協議をする前に退席のほうをお願い申し上げます。すみません。終わってから入っていただきますので、よろしくお願いします。

〔〇〇 〇副会長退席〕

○会長 それでは、議案第2号、ナンバー3—1から3—9、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー3—1、大字本郷字榎戸〇〇〇番〇、田、264㎡。ナンバー3—2、同じく〇〇〇番〇、畑、92㎡。ナンバー3—3、同じく〇〇〇番〇、田、244㎡。ナンバー3—4、同じく〇〇〇番、田、991㎡。ナンバー3—5、同じく〇〇〇番、田、991㎡。ナンバー3—6、同じく〇〇〇番〇、田、844㎡。ナンバー3—7、同じく〇〇〇番、田、991㎡。ナンバー3—8、同じく〇〇〇番、田、991㎡。ナンバー3—9、同じく〇〇〇番、畑、991㎡。

合計6,399㎡。譲渡人、本郷、〇〇〇〇。譲受人、本郷、〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー 3—1 から 3—9 につきましては、〇〇氏が6,399㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から徒歩2分から4分でございます。場所については、大字本郷地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 8 番 調査報告をいたします。

去る19日、譲渡人の〇〇〇〇さんのお宅へお邪魔いたしました。〇〇さんは病気でございまして、息子さんが同席していただきまして、いろいろお話を聞きました。〇〇さんが農家をできなくなって、せがれさんもこれからは農家はやらないということで、どうしても土地を処分したいということでございます。〇〇さんが病気になった以降は、譲受人の〇〇氏が今までどおり、現在も作付けをしているということで、ぜひ〇〇氏にお願いをしたいという強い要望だということで話しておりました。

それから、譲受人の〇〇氏、19日にやはり現地も確認しながらお話を聞いてきました。〇〇氏からも、どうしても〇〇氏にという強い要望があり、〇〇氏も今後も経営を拡大していきたいということで、今回の譲渡を受けることになりました。〇〇氏につきましては、先ほど事務局の説明がありましたとおり、機械等も多くそろえており、〇人で耕作をしております。堤郷地区において、代表的な大規模農家でございます。

調査5項目につきましては、特別問題ございません。

以上、報告となります。ご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー 3—1 から 3—9、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

〔〇〇 〇副会長入場〕

○会長 続きまして、審議に移ります。

議案第2号、ナンバー 4—1 から 4—3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー 4—1、大字倉松字雷電〇〇〇番〇、田、707㎡。ナンバー 4—2、同じく〇〇〇番、田、175㎡。ナンバー 4—3、同じく〇〇〇番、田、469㎡。合計1,351㎡。譲渡人、久喜市、〇〇〇〇。譲受人、倉松2丁目、〇〇〇〇。面積〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー 4—1 から 4—3 につきましては、〇〇氏が1,351㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約450メートルでございます。場所については、大字倉松地内〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、報告をさせていただきます。

18日午前、先ほど言いました譲渡人、〇〇〇〇さん宅にお邪魔しまして話を聞いてきました。所在土地につきましても、先ほどのナンバー2と同様の内容により処分することとしたものでございます。

一方の譲受人、〇〇〇〇さん宅にも20日に訪問しまして、お話を伺ってまいりました。当該土地につきましては、〇〇さんの父親が亡くなる前から耕作しているものというものでございます。その当時から、借りて作っているということでございます。このたび、先ほどと同じように土地処分の話が持ち上がり、譲渡人から買い取るよう勧められたので、購入することとしたものでございます。

以上でございますが、調査5項目につきましては特に問題ございませんが、先ほどナンバー1で質問しましたけれども、農地法第18条の関係についても〇〇〇〇さんと〇〇さんが交わされている部分があるのですが、その辺の調査いかがなものでしょうか。〇〇さんから聞いたら、土地賃貸借契約がされているということで、現物契約書も確認をさせていただきました。

以上でございますが、その辺どうなっているか、ちょっと調整をお願いいたします。

○会長 事務局、どうでしょうか。

○書記 こちら倉松〇〇〇一〇、〇〇〇委員さん言ったように、農地法3条の賃貸借契約を結んでおります。農地法3条の賃貸借は自動更新となっておりますので、今回、〇〇〇委員さんおっしゃるとおりに、18条の合意解約を出した上で、3条申請という形が望ましかったところでございます。

で、今回、合意解約が出ておりませんので、代理人を通じまして合意解約通知を出していただくような手続は取りますので、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○会長 〇〇〇委員、よろしいでしょうか。

○農業委員10番 はい。

○会長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー4—1から4—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字杉戸字上杉戸〇〇〇番〇、畑、938㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、東京都西東京市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建売住宅。

ナンバー1につきましては、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可を行うものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画しております。場所については、大字杉戸地内〇〇

〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

去る18日午前でございますが、譲渡人、〇〇〇〇さん宅を訪問しましてお話を伺ってまいりました。当該土地につきましては、従前から近隣の方に任せていたということでございまして、このたび返却をされましたので、どうしようかということを考えて、その後、遠方であり、さらには当人も高齢となったために農作業も難しくなったということでございます。時たま除草剤を散布している状況にあるということでございました。このたび弟さんですか、不動産関係に勤めているということから、売却をしたいということをお話ししたところ、処分することとしたものでございます。

一方の譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇さんにつきましては、電話にて確認をしました。こちらは東京都の代表でございますが、支店が春日部市にあるということで、そちらにも電話をしまして確認をしたところでございます。譲渡人より土地処分の依頼があったということでございますので、近隣の状況等を考え、建売住宅を建設すべく購入することとしたということでございます。

以上、調査5項目につきましては、特に問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー2—1、大字下野字山合〇〇〇番〇、畑、403㎡。ナンバー2—2、同じく〇〇〇番、畑、441㎡。合計844㎡。譲渡人、下野、〇〇〇〇。譲受人、川越市、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、建売住宅。

ナンバー2—1から2—2につきましては、株式会社〇〇〇〇が建売住宅〇棟を建築するために農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画しております。場所については、大字下野地内、株式会社〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

譲受人の株式会社〇〇〇〇さんには、12月17日、担当の〇〇〇〇〇〇さんという方に電話にて確認をいたしました。事務局の説明のとおり、建売住宅〇棟を建設するということに間違いございませんでした。

なお、譲渡人の〇〇さんにつきましては、12月18日、現地にて立会いをいたしまして確認をしました。周辺につきましては、住宅地に囲まれておりまして、現在まで除草剤等散布をしておったのですが、耕作には非常に問題があるというようなことで、今回の申請に至ったということでございます。

なお、調査5項目につきましても問題ございませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、2—1から2—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、3—1から3—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー3—1、大字下高野字佐内新田前〇〇〇〇番〇、畑、1,110㎡。ナンバー3—2、同じく〇〇〇〇番〇、畑、783㎡。合計1,893㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、行田市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、特定建築条件付売買予定地。

ナンバー3—1から3—2につきましては、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が特定建築条件付売買予定地を〇区画建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。農地転用に伴い周辺農地に影響を及ぼすおそれはないと思われまます。資金計画については、融資により計画しております。場所については、大字下高野地内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局説明が終わりました。

この件につきまして、また〇〇委員、調査報告をお願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんには、12月17日、担当いたします〇〇さんという方に確認をいたしました。事務局の説明のとおり、建売住宅〇棟を建設する計画ということでございます。間違いはありませんでした。

譲渡人の〇〇さんには、12月18日、現地にて立会いをいたしまして、状況的には高齢なため耕作できないというようなことから譲渡するということにしたそうであります。

なお、調査5項目につきましては問題ございませんでした。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、3—1から3—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○会長 大変失礼しました。こちらにつきましては、〇〇〇委員さんが関連ございますので、〇〇〇委員さん、暫時の間退席をお願い申し上げます。

〔農業委員10番 〇〇〇〇〇委員退席〕

○会長 失礼しました。

それでは、第4号、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール。設定する土地、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇、田、760㎡。設定する利用権、使用貸借。内容、水田。令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間。利用権を設定する者、宮代町、〇〇〇〇。こちらは新規案件となっております。なお、利用権設定後は水稻を栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員4番 議案第4号についての調査報告をいたします。

12月16日、利用権設定を受ける〇〇〇〇〇さん、それと12月17日、利用権を設定する〇〇〇〇〇さんにそれぞれ電話にて聞き取り調査を行いました。内容的には、〇〇さんが宮代町より杉戸町に毎年農機具等を搬入して大変苦慮しているということで、隣接地である〇〇〇〇さんに協議を図ったところ、使用貸借の話がまとまり、今回の申請に至ったということでございます。

なお、調査項目につきましては問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

それでは、〇〇〇委員、入室のほうをお願いします。

〔農業委員10番 〇〇〇〇〇委員入場〕

○会長 それでは、審議を続けます。

議案第4号、ナンバー2からナンバー4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー2からナンバー4、利用権の設定を受ける者、〇〇〇、〇〇アール。設定する利用権の土地、ナンバー2、大字才羽〇〇〇〇、田、1,755㎡。ナンバー3、同じく〇〇〇〇、田、3,503㎡。ナンバー4、同じく〇〇〇〇、畑、1,665㎡。ナンバー2からナンバー4の合計6,923㎡。設定する利用権、賃貸借。令和4年1月1

日から令和8年12月31日までの5年間。借賃5,000円。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇。こちらは新規案件となっております。利用権設定後は、露地野菜を栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員6番 ご報告いたします。

利用権設定を受ける者の〇〇〇さんにつきましては、議案第1号で新規就農者ということでご審議いただいたとおりでございます。

利用権を設定する〇〇〇〇さんにつきましては、去る22日に本人の自宅でお話をお伺いしました。〇〇さん夫婦は高齢のため、所有農地全部の耕作ができないということと、それとせがれさんが農業に関心を、やろうという意思を持たないということから、〇〇さんの奥さんの弟さんである〇〇〇さんから農業のほうに従事したいということで、賃貸借を結ぶという形になったような形になっています。

あと、調査5項目につきましては特に問題ありません。

以上です。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第4号、ナンバー2からナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー5、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー5、利用権の設定を受ける者、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇アール。設定する利用権の土地、大字大塚〇〇一〇、田、2,000㎡。設定する利用権、賃貸借。令和4年2月1日から令和10年12月31日までの7年間です。借賃は30キログラム相当。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。こちらも新規案件となっております。利用権設定後については、水稻を栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 議案4のナンバー26、27、28、〇〇さん継続で出ていますので、新規だと思います。

それで、お会いしまして、大塚の土地を内牧の〇〇〇〇〇〇〇さんにお貸しする。〇〇〇〇〇〇〇さんに行ってきたのですが、後継者もいますし設備も整ってまして、かなり手広く農業経営をしているということで全く問題なく、彼もまだ30年生まれということで、まだ増やしたいということですので、ぜひ杉戸のほうもそういうところがあったらよろしくということでお聞きしております。2件とも全く問題ない案件なので、スムーズに許可いただいてよろしいと思います。よろしくお願いします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー6からナンバー28まで、新規案件並びに継続案件でございますが、公社の関係と継続案件でございますので、一括して事務局が説明をいたします。事務局、説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー6からナンバー25につきましては、埼玉県農林公社に伴う利用権の設定となります。

設定する利用権の契約期間につきましては、令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間となっております。件数が多いので、利用権を設定する者と面積のみ報告する形を取らせていただきます。

初めに、ナンバー6からナンバー12、合計1万2,538㎡。こちら利用権を設定する者は並塚、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー13からナンバー14、合計1,606㎡。こちらは、鷺巣、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー15からナンバー19、合計2,603㎡につきまして、利用権を設定する者、野田市、〇〇〇。

続きまして、ナンバー20、面積726㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー21、面積688㎡。利用権を設定する者、鷺巣、〇〇〇〇。

続きまして、ナンバー22からナンバー25、合計3,390㎡。利用権を設定する者、宮前、〇〇〇〇です。

続きまして、ナンバー26からナンバー28につきまして、利用権の設定を受ける者、〇〇〇、〇〇アール。ナンバー26からナンバー28の合計2,936㎡。設定する利用権、賃貸借。令和4年2月1日から令和10年12月31日までの7年間。借賃は30キログラム相当です。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。ナンバー26からナンバー28は、継続案件となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

公社の関係の新規案件につきましては、調査報告はございません。さらに、最後の26から28までは継続案件でございますので、調査報告もございません。そういうことで、この中でご質疑を受けたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、一括して採決したいと思います。

ナンバー6からナンバー28番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちらは、先ほど議案第4号で取り上げられました農林公社の貸出分の配分計画となっております。簡単に説明いたしますと、〇〇氏が1万2,538㎡、〇〇〇〇氏が9,013㎡を耕作するものでございます。こちら事務局といたしまし

ては、妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 こちらについては、先ほどの公社関係の配分計画を示したものでございます。この件につきましてご質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第6号

○会長 続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。

ナンバー1―1、大字大塚〇〇〇番、田、1,354㎡。ナンバー1―2、同じく〇〇〇番、田、2,571㎡。ナンバー1―3、同じく〇〇〇番、田、2,457㎡。ナンバー1―4、同じく〇〇〇番〇、田、1,841㎡。ナンバー1―5、同じく〇〇〇番〇、田、670㎡。合計8,893㎡。申請人、草加市、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、農地改良に伴う一時転用。変更理由、工事期間延長。

ナンバー1―1からナンバー1―5につきましては、令和3年7月30日付で県より許可が下りた農地改良案件につきまして、天候等により大幅な作業遅延により工事計画を令和〇年〇月末日まで期間延長をお願いするものでございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましても、先月の議案の中で農地改良の方法を変更して可決承認をいただいております。それに伴って、工事の期間の変更をお願いするものでございます。

この件につきまして、質疑がございましたら質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第6号、ナンバー1―1から1―5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1―1、大字大島字沼〇〇〇、地目、田、1,130㎡。同じく2、大字杉戸字雅楽〇〇〇〇―〇、田、991㎡。合計2,121㎡。賃貸人、杉戸2丁目、〇〇〇〇。賃借人、才羽、〇〇〇。こちらは令和3年11月22日付で受け付けております。

続きまして、2―1、堤根字池ノ房〇〇〇〇、田、971㎡。同じく〇〇〇〇、田、998㎡。同じく〇〇〇〇、田、561㎡。

同じく〇〇〇〇、田、561㎡。合計3,091㎡。こちら賃貸人、行田市、公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、本郷、〇〇〇。こちらは令和3年12月10日付で受け付けております。

続きまして、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地4丁目〇〇〇—〇〇、田、507㎡。申請人、倉松4丁目、〇〇〇〇。転用目的は共同住宅でございます。こちら令和3年11月22日付で受け付けております。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、清地3丁目〇〇〇—〇、畑、107㎡。同じく清地3丁目〇〇〇—〇、畑、157㎡。合計264㎡。譲渡人、東京都千代田区、〇〇〇〇。譲受人、清地3丁目、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は資材置場でございます。こちら令和3年12月10日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を副会長にお願いします。

○副会長 それでは、これをもちまして第12回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、1月25日火曜日15時、今日みたいな研修はございません。15時から開催いたします。場所は、同じこの場所以で行いますので、よろしくお願いいたします。

大変長時間お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年12月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 金 子 康 敬

署 名 委 員 戸 賀 崎 邦 雄